

油日自治振興会ごみ集積所整備等共催要綱

(目的)

第1条 油日学区内自治区が行なうごみ集積所の新設、増改設、又は修繕等（以下、「整備等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において共催する要綱は次のとおりとする。

(共催対象及び按分率等)

第2条 自治区が自主的に行なうごみ集積所の整備等に要する経費を共催対象経費とし、自治振興会が交付する額の按分率は2分の1以内で、限度額はごみ集積所1基当たり75,000円を上限とする。（税込み額）

(申請等)

第3条 この共催事業を実施しようとする場合は、事前に次の書類を添付した申請書を提出し、油日自治振興会と協議を行うものとする。

- ① ごみ集積所の整備理由書
- ② ごみ集積所の位置図
- ③ ごみ集積所の見積書
- ④ 工事着工前の写真
- ⑤ ごみ集積所の平面図及び立面図（新設もしくは形状等が変わる場合）
- ⑥ ごみ集積所の設置用地使用の承諾書（新設の場合）
- ⑦ 甲賀市ごみ集積所設置協議書の写し（新設の場合）

付 則

この要綱は平成23年5月28日から施行する。（制定）

付 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。（共催への変更）

付 則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。（軽微な修正）